

令和6年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様がいる保護者の方へ

新入学児童生徒学用品費の入学前支給についてのお知らせ

令和5年10月19日

築上町教育委員会

築上町では、よりよい学校生活を送れるように、経済的な事情でお子様を就学させるのにお困りの方を対象として、必要な費用の一部を援助する制度（就学援助制度）を実施しています。就学援助制度の支給項目のうち、新入学児童生徒学用品費（ランドセル等入学に必要なものを購入する費用の一部）については、入学前に申請し、審査の結果認定になった場合は、入学前に支給を受けることができます。

★新入学児童生徒学用品費の入学前支給対象者

下記の①～③のいずれかに該当する、令和6年度に入学する小学校新1年生及び中学校新1年生のお子様がいる家庭

- ① 経済的な理由等により町民税の課税が免除されている家庭
- ② 児童扶養手当の支給を受けている家庭
- ③ その他経済的な理由により援助が必要な家庭

（各家庭の状況により異なりますので、詳しくお知りになりたい方は教育委員会へお尋ねください。）

※私立学校へ通うお子様、令和6年4月末日以前に築上町外に転出する方、生活保護受給中の方は対象外です。

★支給額（対象のお子様お1人につき）

種別	金額（見込み）	
	小学校	中学校
新入学児童生徒学用品費	年額 54,060 円	年額 63,000 円

★申請期間

令和6年1月4日（木）～ 令和6年1月31日（水）

※ 期間中に提出できなかった場合

→ 入学後、就学援助の申請を行ってください。審査の結果認定された方には、1学期分の就学援助費とともに「新入学児童生徒学用品費」が支給されます。（支給時期は7月末の予定です。）

※ 新入学児童生徒学用品費入学前支給の申請を行って認定された方

→ 令和6年度の就学援助の申請は必要ありません。（入学前支給の申請で令和6年度の申請を兼ねます。）

裏面に続きがあります→

★申請手続き

(1) 申請に必要なもの

- ① 就学援助申請書
- ② 申請に必要な証明書類（下記の表を参照してください）
- ③ 申請者（保護者）の振込先口座がわかる通帳の写し（表紙の裏の銀行名、支店名、名義人、口座番号がわかるページ）

要件	申請に必要な証明書類
① 生活保護が停止又は廃止された。	生活保護 停止・廃止決定通知書の写し
② 児童扶養手当を受給している。	児童扶養手当証書の写し《開始日が確認できるように》
③ 市町村民税が非課税又は減免された。	令和5年分の ・源泉徴収票 ・確定申告書 ・町民税申告書 ・その他証明書類
④ 個人事業税又は固定資産税が減免された。	
⑤ 国民年金保険料が減免又は国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予された。	
⑥ 生活福祉資金の貸付を受けた。	
⑦ 失業対策事業適格者手帳を持っている、又は職業安定所登録日雇労働者である。	
⑧ その他経済的理由により支給を希望する方（生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方）。	いずれかの写し

※申請時に上記書類がそろわない場合は、別途指定する日までに提出してください。

(2) 支給時期

令和6年2月下旬（予定）

(3) 支給方法

築上町教育委員会から申請者の口座に振り込まれます。

★提出先

築上町教育委員会 ※学校では受付出来ませんのでご注意ください。

★お問い合わせ

築上町教育委員会 学校教育課 学校教育係

〒829-0392 築上町大字椎田 891 番地 2 電話 0930-56-0300